

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第133号

京都市動物園事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市動物園事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「庶務係長」の右に「及び企画調整係長」を加え、「企画係長」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)